

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 舟木 幸一

市町村名 (市町村コード)	昭和村 07446
地域名 (地域内農業集落名)	下中津川 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月2日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の7割以上が有限会社グリーンファーム（以後、「GF」とする。）に集積されており、今後も離農者の水田はGFに集積されることが想定される。

畑地は主に新田地区にて集落営農によるソバの作付がなされているが構成員の高齢化が進んでおり、地区内の若い農家の大半が花卉栽培農家であることから、今後の見通しが不透明な状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業リタイア・経営転換するものは原則として農地中間管理機構に貸付し、担い手の分散作圃解消のため、参画している農業法人や個人の担い手へ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	55 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地（山際の農地等）については保全管理とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。 個人農家が栽培している小さな圃場（新屋敷※基盤未整備）については、現耕作者が離農した際は無理に水田として維持せず、畑地化してソバや景観形成作物の作付も視野に入れる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積時に農地中間管理事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①村や猟友会と有害鳥獣の発生及び被害状況の情報を共有し、電気柵の設置における箇所選定や方法について検討する他、猟友会による一斉射撃の時期や人員数について要望するなどし、効果的な防止対策を行う。